

東予地域MCワーキング委員会会則

(設置)

第1条 東予地域メディカルコントロール協議会（以下「東予協議会」という。）の下部組織として東予地域MCワーキング委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、東予地域のメディカルコントロール体制の構築を推進するため、次の事項について協議・調整を行うものとする。ただし、東予協議会の検討結果を尊重するとともに、地域の実情に即したメディカルコントロール体制の構築に努めなければならない。

- (1) 救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に対する指導・助言体制の調整に関すること
- (2) 救急隊員の病院実習に関すること
- (3) 事後検証体制に関すること
- (4) 地域症例検討会等の開催に関すること
- (5) 救急隊員と医療関係者との救急技術研修等に関すること
- (6) 「顔の見える関係」の構築に関すること
- (7) その他東予地域のプレホスピタル・ケアに関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 会長：東予協議会の会長
- (2) 副会長：東予協議会の副会長
- (3) 委員：東予協議会の会長が認める医療機関の救急担当医師及び消防機関の代表救急救命士

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、東予協議会の事務局に置く。

(役割)

第5条 役割を、次の各号に定める。

- (1) 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 事務局は、適切に事務を遂行する。ただし、事務処理上問題が生じたと

きは、会長から指示・助言を得ることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 事務局は会議の内容を記録し、その結果を各委員等に報告する。

(その他)

第7条 問題が生じた場合、委員会で解決する。また、解決できないような場合は、東予協議会に諮ることができる。

2 会長は、委員会を運営する上で必要な場合、適時、会則を改正できるものとする。ただし、会則改正後に各委員の承諾を得るものとする。

附 則

この会則は、平成15年10月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年 1月 6日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年 3月 14日から施行する。